

# よくあるご質問

## 小規模企業共済契約約款等の一部改正について

### Q1. 必要な手続きはありますか？

**A1.** 預金口座振替により掛金納付されている方（毎月18日に掛金が振替されている方）は、本改正に伴うお手続きは不要です。振替日はお手元の通帳などでご確認ください。

### Q2. 2026年中に掛金増額（前納）することはできますか？

**A2.** 増額分を2026年の所得控除対象とすることをご希望の場合は、以下のいずれかのお手続きを行ってください。

①掛金を口座振替で納付する場合

2026年10月までに掛金月額変更申込（増額）のお手続きを行ってください。

②掛金を現金で納付する場合

2026年12月の委託機関窓口の最終営業日までに、窓口で現金を添えて「掛金月額変更（増額・減額）申込書」をご提出ください。

増額手続きの流れについて詳しくは、右記のページをご参照ください。 [≫ 増額手続きの流れ](#)

### Q3. オンラインで掛金増額の手続きはできますか？

**A3.** 可能です。増額分を2026年の所得控除対象とすることをご希望の場合は、2026年10月までにお手続きください。

増額手続きの流れについて詳しくは、右記のページをご参照ください。 [≫ 増額手続きの流れ](#)